

高知県脱炭素社会推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 豊富な自然資源など本県の強みを生かし、地球温暖化対策を行うとともに、産業振興や県民生活の向上につなげていくため、関連する県計画に対し、助言、提案等を行う高知県脱炭素社会推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、以下の計画の進捗状況、改定等に関し、助言、提案等を行うものとする。

- (1) 高知県地球温暖化対策実行計画
- (2) 高知県脱炭素社会推進アクションプラン
- (3) 高知県新エネルギービジョン

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第4条 委員は、事業者、住民、地方公共団体、学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから知事が委嘱する。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の中から委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、議事その他会務を総理する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後初回の会議の招集は知事が行うものとする。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要に応じて委員以外の審議に有益な情報及び意見を提供できる者の出席を求めることができる。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(オブザーバー)

第8条 会長は、協議内容に関して専門的な立場から助言等を得るため、必要に応じてオブザーバーを委嘱し、その意見を聴くことができる。

(高知県地球温暖化対策実行計画推進協議会)

第9条 協議会は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第3項及び高知県環境基本条例（平成8年高知県条例第4号）第29条の規定により策定した高知県地球温暖化対策実行計画（以下「計画」という。）について、効果の分析・把握、進捗状況の評価、計画の改定等に関し、必要な事項を協議するため、高知県地球温暖化対策実行計画推進協議会（以下「実行計画推進協議会」という。）を設置することができる。

- 2 実行計画推進協議会は、委員12人以内で組織する。
- 3 第4条、第5条、第6条及び第8条の規定は実行計画推進協議会において準用し、協議会を実行計画推進協議会に読み替える。
- 4 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の3月31日までとし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、高知県林業振興・環境部環境計画推進課に置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、令和4年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。